

かけはし

JITCO JOURNAL

1

2019.January
Vol.136

●トピックス1

技能実習制度を巡る最新の動向

●トピックス2

2018年JITCO交流大会のご報告

|| JITCOへの相談事例から見る
メンタルヘルスの適切な対応



かけはし

JITCO JOURNAL



2019.1 Vol.136

表紙の写真：

ウルン・ダヌ・プラタン寺院
(インドネシア・バリ島)

バリ島中部の高原地帯ブドゥグルにあるプラタン湖畔に行むこの寺院は、1634年に建立され、湖の女神デヴィ・ダヌをはじめとする神霊が祀られています。湖上に浮かぶように建てられた11層のメル（多重塔）の美しさで知られており、50,000ルピア紙幣の絵柄にもなっています。特に雨期は霧が出やすく、湖の水位も上がり、霧にかすむメルの幻想的な姿を見ることができそうです。

CONTENTS

トピックス1

／p.1 技能実習制度を巡る最新の動向

トピックス2

／p.4 2018年JITCO交流大会のご報告

／p.13 海外情報

／p.14 JITCOへの相談事例から見るメンタルヘルスの適切な対応

／p.16 日本語指導お困りですか？

／p.18 JITCOの教材のご案内

／p.20 技能実習生のお国ぶり・暮らしぶり

／p.24 JITCOインフォメーション/JITCO開催セミナーのご案内

技能実習days

● 株式会社ガードナー ● 有限会社二建／協同組合広域情報センター ● アスカカンパニー株式会社

技能実習制度を巡る最新の動向

第197回臨時国会において新在留資格「特定技能1号・2号」の創設を柱とする入管法の改正案が成立し、2019年4月からの施行が決定しました。制度の詳細については、今後、政府基本方針、分野別運用方針、法務省令等において明らかになるとみられますが、新在留資格の「特定技能1号」については技能実習修了者からの移行も見込まれており、技能実習制度とも密接な関係にあることから、技能実習制度を巡る最新の動向としてご紹介します。(2018年12月10日現在)

可決成立日	施行日
2018年12月8日	2019年4月1日

1. 今回の入管法改正の概要

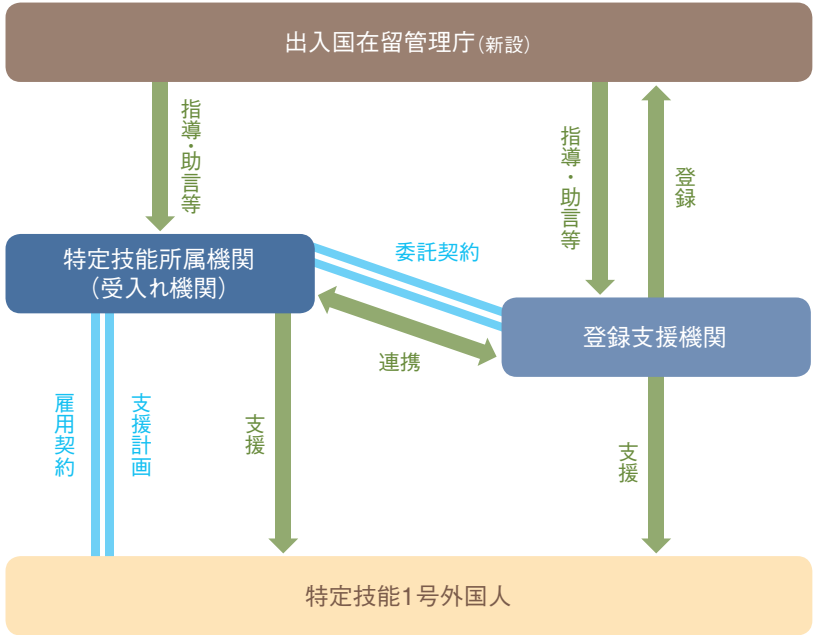
今回の入管法改正の柱である新たな在留資格「特定技能」の概要を「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」(以下、「改正入管法・法務省設置法」という)をもとに、下表にまとめました。(※ 内容は一部であり、全てではありません。)

1. 在留資格の創設	
特定技能1号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う <u>特定産業分野</u> であって法務大臣が指定するものに属する <u>法務省令</u> で定める <u>相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務</u> に従事する活動
特定技能2号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う <u>特定産業分野</u> であって法務大臣が指定するものに属する <u>法務省令</u> で定める <u>熟練した技能を要する業務</u> に従事する活動
2. 受入れ業種・分野(特定産業分野)	
特定技能1号 特定技能2号	人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として <u>法務省令</u> で定めるもの
3. 外国人材の基準	
特定技能1号 特定技能2号	政府は当該産業上の分野において <u>求められる人材に関する基本的な事項を基本方針</u> として定めなければならない 法務大臣は当該産業上の分野において <u>求められる人材の基準に関する事項</u> を(分野所管行政機関の長等と共同し) <u>分野別運用方針</u> として定めなければならない
4. 外国人材への支援	
特定技能1号	<u>特定技能所属機関</u> (受入れ機関)は、 <u>1号特定技能外国人支援計画</u> を作成し、その支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会 <u>生活上の支援を実施</u> しなければならない 1号特定技能外国人支援計画は <u>法務省令</u> で定める基準に適合するものでなければならない 特定技能所属機関が契約により <u>登録支援機関</u> に適合1号特定技能外国人 <u>支援計画の全部の実施を委託</u> する場合には、当該特定技能所属機関は同支援計画の適正な実施の規定に適合するものとみなす
5. 特定技能所属機関(受入れ機関)	
特定技能1号 特定技能2号	特定技能所属機関は、 <u>特定技能外国人雇用契約</u> を適正に履行しなければならない 特定技能雇用契約に基づいて外国人が行う <u>活動の内容、報酬、その他</u> の雇用関係に関する事項は、 <u>法務省令</u> で定める基準に適合するものでなければならない 特定技能所属機関(受入れ機関)は、 <u>報酬等を含め適正な雇用契約(特定技能雇用契約)</u> を締結するとともに、その適正な履行を確保する <u>特定技能所属機関(受入れ機関)</u> は、法務省令で定めるところにより、 <u>特定技能雇用契約の締結や終了及び1号特定技能外国人支援計画の変更</u> をする場合は、出入国在留管理庁長官に対し、 <u>届け出なければならない</u>

特定技能1号	特定技能所属機関は、 <u>1号特定技能外国人支援計画</u> を適正に実施しなければならない
	特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援の <u>全部又は一部</u> の実施を委託することができる
	特定技能所属機関が契約により <u>登録支援機関</u> に適合1号特定技能外国人支援計画の <u>全部の実施を委託</u> する場合には、当該特定技能所属機関は同支援計画の適正な実施の規定に適合するものとみなす
6. 登録支援機関	
特定技能1号	契約により委託を受けて1号特定技能外国人支援計画の <u>全部</u> の実施の業務を行う者は、 <u>出入国在留管理庁長官の登録</u> を受けることができる
	登録支援機関は、委託に係る1号特定技能外国人 <u>支援計画に基づき、支援業務を行わなければならない</u>
	登録は、 <u>五年ごとにその更新</u> を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う
	登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の <u>手数料を納付</u> しなければならない
	出入国在留管理庁長官は、 <u>登録支援機関登録簿</u> を一般の閲覧に供しなければならない
	出入国在留管理庁長官は、登録支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その <u>登録を取り消すことができる</u> （※改正入管法の第十九条の三十二の各号）
	出入国在留管理庁長官は、支援業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、登録支援機関に対し、その業務の状況に関し <u>報告又は資料の提出を求めることができる</u>
	登録支援機関は、法務省令で定めるところにより、 <u>支援業務の実施状況その他法務省令で定める事項</u> を出入国在留管理庁長官に <u>届け出</u> なければならない
その他登録支援機関及び支援業務に関し必要な事項は、 <u>法務省令</u> で定める	

※ 改正入管法の条文に基づき JITCO 作成

2. 「特定技能1号」の制度関係者(国内)



※ 特定技能所属機関・・・特定技能外国人と雇用契約を結ぶ日本の公私の機関

※ 登録支援機関・・・・・・ 特定技能所属機関との契約により委託を受けて1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の業務を行う者で、出入国在留管理庁長官の登録を受けた者

※ 支援計画及び登録支援機関業務の内容については、今後法務省令等で確定していくものとみられますが、「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針2018)」等では以下の例が示されています。

- ① 入国前の生活ガイダンス提供
- ② 外国人の住宅の確保
- ③ 在留中の生活オリエンテーションの実施
- ④ 生活のための日本語習得の支援
- ⑤ 外国人からの相談・苦情への対応
- ⑥ 各種行政手続についての情報提供
- ⑦ 非自発的辞職時の転職支援
- ⑧ その他

3. 「特定技能1号」の業種・分野について

国会での政府答弁において、想定される14の受入れ対象分野（右表）が示され、特定技能1号外国人の受入れ見込み人数として、初年度32,800人～47,550人（うち技能実習修了者の割合約55%～59%）、5年目までの累計約26.3万人～34.5万人（同割合約45%）との見解が示されています（報道ベース）。ただし、改正入管法では具体的な対象分野は示されておらず、従って対象分野の受入れ見込み人数も確定しているものではありません。今後、分野別運用方針、法務省令等で確定していくものとみられます。

特定技能1号 (分野)		2019年度受入れ見込み (人数)	当初5年間の受入れ見込み (人数)
1	介護	5,000	50,000～60,000
2	ビルクリーニング	2,000～7,000	28,000～37,000
3	素材加工	3,400～4,300	17,000～21,500
4	産業機械製造	850～1,050	4,250～5,250
5	電気・電子情報関連	500～650	3,750～4,700
6	建設	5,000～6,000	30,000～40,000
7	造船・船用工業	1,300～1,700	10,000～13,000
8	自動車整備	300～800	6,000～7,000
9	航空	100	1,700～2,200
10	宿泊	950～1,050	20,000～22,000
11	農業	3,600～7,300	18,000～36,500
12	漁業	600～800	7,000～9,000
13	飲食料品製造	5,200～6,800	26,000～34,000
14	外食	4,000～5,000	41,000～53,000
合計		32,000～47,550	262,700～345,150

※ 報道ベース

4. 入国・在留のイメージ

「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018」（2018年6月15日閣議決定）等によると「特定技能1号」の技能水準・日本語能力水準については、

- 技能水準は、受入れ分野で即戦力として活動するために必要な知識又は経験を有することとし、業所管省庁が定める試験等によって確認する
- 日本語能力水準は、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、受入れ分野ごとに業務上必要な能力水準を考慮して定める試験等によって確認する
- 技能実習2号を修了した者は、上記試験等を免除

また、「特定技能1号」の在留期間については改正入管法には記されていませんが、骨太の方針2018において通算5年が上限となっています（今後、政府基本方針、法務省令等で確定していくものとみられます）。

■業所管省庁が定める試験等を受けて入国する場合



■技能実習修了者が試験等を免除され入国する場合





2018年 JITCO交流大会 のご報告

2018年10月5日、経団連会館(東京都)において「2018年JITCO交流大会」が開催されました。本稿では、当日の講演、発表の様子をご紹介します。

※ 誌面の都合上、講演の一部を抜粋して掲載しています。

《 第一部 》

- ・開会挨拶／(公財)国際研修協力機構 理事長 鈴木 和宏
- ・報告 JITCOの2017年度事業報告及び支援サービス／(公財)国際研修協力機構 専務理事 新島 良夫
- ・挨拶／法務省入国管理局入国在留課 課長 丸山 秀治 氏
- ・挨拶／厚生労働省人材開発統括官付 参事官(海外人材育成担当) 平嶋 壮州 氏
- ・講演／外国人技能実習機構 総務部長 奥村 英輝 氏

開会挨拶



(公財)国際研修協力機構
理事長
鈴木 和宏

JITCO 交流大会の開会に当たり、一言、ご挨拶申し上げます。

JITCO 交流大会は、外国人技能実習制度に関わる皆さまが制度に関する情報を共有し、お互いの交流を深めることにより、制度の一層の推進を図ることを目的として、2005年より毎年開催しています。

2017年11月に施行された技能実習法に基づく新たな技能実習制度では、監理団体の許可制、技能実習計画の認定制などが新たに導入され、技能実習制度の適正な実施と技能実習生の保護を目的に、管理監督を行う機関として「外国人技能実習機構」が設立されました。本日は、その「外国人技能実習機構」より奥村総務部長をお招きし、技能実習法施行後の状況等についてご講演いただきます。

また、技能実習生の在留者数も28万人を超え、多文化共生や日本語によるコミュニケーションの重要性がますます高まっています。そこで、第2部では、「日本語は楽しい!」をテーマに、落語家の立川談四楼師匠による講

演と落語をお楽しみいただきます。

第3部では、日本語作文コンクールの表彰式を行い、最優秀賞の4名の技能実習生に受賞作品の朗読を行っていただきます。この日本語作文コンクールは、1993年の技能実習制度の創設と同時に開始し、技能実習生のためのコンクールの先駆けとして、制度とともに歩んで参りました。いまでは、技能実習生や関係者の皆さまに親しまれるコンクールとして定着し、26回目となる今回は、2,151編のご応募をいただきました。日本語作文コンクールにご応募いただきました技能実習生の皆さま、技能実習生を支援されている監理団体や実習実施者の皆さまに、重ねて厚く御礼申し上げます。

JITCO の事業活動の詳細につきましては、このあと専務理事よりご報告いたしますが、これからも JITCO は技能実習制度の総合支援機関として、こうした交流大会や日本語作文コンクールといった取組みはもとより、外国人技能実習機構とも連携しつつ、制度関係者の皆さまとともに、技能実習制度の維持・拡大に貢献してまいります。

最後になりますが、この JITCO 交流大会がご出席の皆さまにとりまして、技能実習制度に関する情報を共有する有意義な機会となり、技能実習生、監理団体、実習実施者をはじめとする制度関係者が互いに手を携え、共に前進していく一助となりましたら幸いです。

2017年度事業報告及び支援サービス



(公財)国際研修協力機構
専務理事
新島 良夫

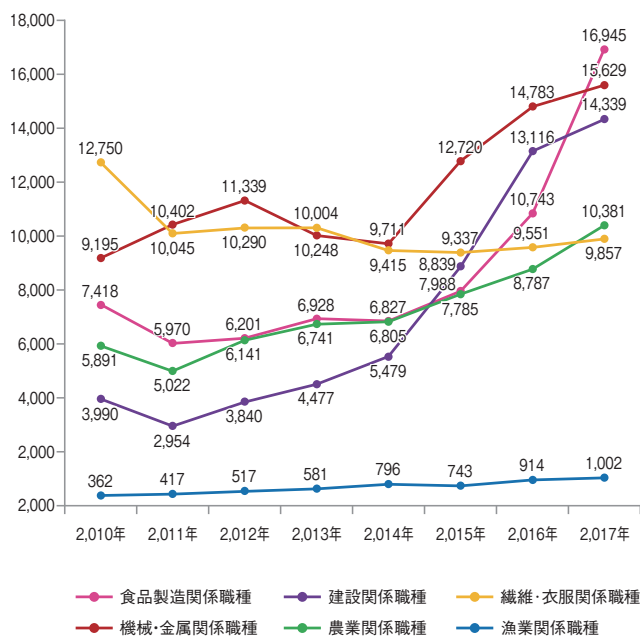
① 2017年度の 技能実習の状況

はじめに、法務省の統計に基づき、日本に入国・在留する技能実習生数を確認いたします。2017年の技能実習生の新規入国者数は、前年度より約2割増加し、12万7,688人でした。

また、技能実習生の在留者数は2017年末で対前年比20%増加し、27万4,233人でした。国籍別でみると、ベトナム45%、中国28.8%、フィリピンが9.7%となっており、インドネシア、タイを加えた5ヶ国で約9割を占めています。

さらに、技能実習2号移行者数の統計から、職種分野別の2017年度の特徴を申し上げますと、特に顕著な傾向として、食品製造での受入れが昨年に続き高い伸びを示しています。これは惣菜の職種追加によるものと考えられます。

職種別「技能実習2号」移行者数



(※法務省データに基づき作成 ※「その他」の職種については省略)

②「総合支援機関」および「養成講習機関」 としてのJITCO

新たな技能実習制度のもと、JITCOは総合支援機関として「受入れ支援」「手続き支援」「送出し支援」「人材育成支援」「実習生保護支援」の5つの支援を行っています。

また、JITCOは養成講習機関として養成講習を行っています。2018年度(4～8月)の実施実績は次の通りです。

JITCOの養成講習 2018年度(4～8月)実施実績

■ 監理責任者等講習		
	実施回数	出席者数
北海道・東北エリア	7	178
中部・北陸エリア	5	176
近畿エリア	3	160
中国エリア	3	128
四国エリア	3	134
九州エリア	2	55
計	23	831

■ 技能実習責任者講習等(3講習)

技能実習責任者講習	実施回数	出席者数
関東エリア	1	88
中部・北陸エリア	6	777
近畿エリア	7	624
中国エリア	1	113
計	15	1,602

技能実習指導員講習	実施回数	出席者数
関東エリア	1	38
中部・北陸エリア	6	421
近畿エリア	7	444
中国エリア	1	96
計	15	999

生活指導員講習	実施回数	出席者数
関東エリア	1	36
中部・北陸エリア	5	388
近畿エリア	7	378
中国エリア	1	95
計	14	897

法令による受講義務があるのは「監理責任者」「指定外部役員又は外部監査人」「技能実習責任者」で、受講を推奨されているのが「監理責任者以外の監査を担当する職員」「技能実習指導員」「生活指導員」です。

なお技能実習法施行後の経過措置として、養成講習を受講しなくとも「監理責任者」「指定外部役員」「外部監査人」「技能実習責任者」となることが可能とされていますが、この経過措置は2020年3月31日をもって終了します。「監理責任者」「指定外部役員又は外部監査人」「技能実習責任者」は、同日までにお早めに受講ください。

JITCOの養成講習の予定につきましては、ホームページでご案内しております。

③ 各支援事業の2017年度実施状況

(講演より一部抜粋)

次に各支援事業の取組みについてご報告します。

【受入れ支援事業】

JITCOは、これから新たに技能実習生を受け入れる場合の相談や、すでに技能実習生を受け入れている監理団体等からの総合的な相談を受け付けています。2017年度にJITCO本部(実習支援部相談課)で受け付けた相談件数は7,000件以上にのぼります。

JITCO本部(実習支援部相談課)で受け付けた相談件数

(単位:件)

	2015年度	2016年度	2017年度
相談件数	6,040	5,182	7,243

※上記の他に、JITCO本部各部や地方駐在事務所で多数相談を受け付けています。

また受入れに関連する各種説明会やセミナー、講師派遣等も下表の通り実施いたしました。

名称	内容	開催回数 参加者数 (2017年度計)
技能実習制度説明会	新たな技能実習制度全般に関する説明	12回 534名
新制度技能実習生受入れセミナー	新制度での適正な技能実習生受入れに関する説明	12回 3,085名
講師派遣	適正な技能実習生の受入れに関する説明	174件

この他に送出国や関係者のニーズに的確に対応するため、国の技能検定職種以外の職種に関して、国による

「公的評価システム認定」を希望する機関へ助言等の支援も下表の通り行いました。

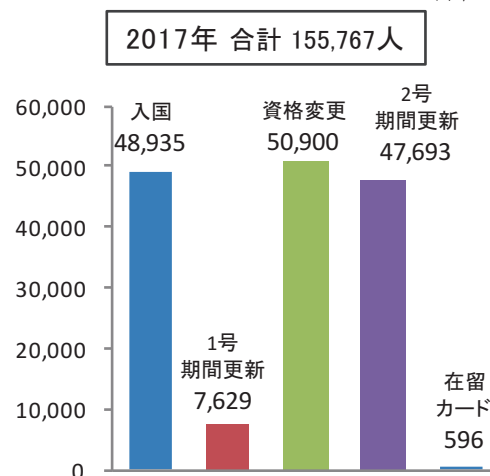
	職種・作業の追加状況
2015年度	耕種農業職種・果樹作業 牛豚食肉処理加工業職種・牛豚部分肉製造作業 惣菜製造業職種・惣菜加工作業 座席シート縫製職種・自動車シート縫製作業
2016年度	自動車整備職種・自動車整備作業 ビルクリーニング職種・ビルクリーニング作業
2017年度	建築板金職種・内外装板金作業 築炉職種・築炉作業 機械加工職種・数値制御旋盤作業 機械加工職種・マシニングセンタ作業 介護職種・介護作業 空港グランドハンドリング・航空機地上支援作業

※技能検定職種を含む

【手続き支援事業】

JITCOは、技能実習生の円滑な入国・在留手続が行われるように、監理団体等が地方入管局に提出する各種申請書類の点検・取次を実施しています。JITCOでは2017年度は技能実習生延べ15万5,767人分の申請書類の点検・取次を実施しました。

(単位:人)



また、監理団体等からの依頼に基づき、外国人技能実習機構への技能実習計画認定申請書類の点検・提出を実施しています。2017年度は約2万6千件を取扱いました。

■ 2017年度

	件数	人数
1号イ	127	769
2号イ	93	538
3号イ	2	3
1号ロ	3,326	9,966
2号ロ	5,208	14,518
3号ロ	142	272
計	8,898	26,066

【送出し支援事業】

現在15ヶ国の送出し国政府と討議議事録(R/D)を締結しておりますが、新制度移行に伴い、改訂を進めております。

送出し国政府とJITCOとのR/D(討議議事録)締結状況

(2018年9月末時点)

国名 (五十音順)	機関名(略称)	R/D 調印日
インド	全国技能開発公社(NSDC)	2018.2.22
インドネシア	労働省(MOM)訓練・生産性開発総局	2010.3.8
ウズベキスタン	労働・人口社会保障省(MLSP)	2012.5.28
カンボジア	労働・職業訓練省(MLVT)	2017.12.25
スリランカ	海外雇用省(MFE) 海外雇用庁(SLBFE)	2018.5.31
タイ	労働省 雇用局(DOE)	2010.3.16
中国	国家外国专家局(专家局)	2010.4.26
	中日研修生協力機構(中日)	2010.3.31
ネパール	労働・雇用省(MOLE)	2010.2.2
バングラデシュ	海外居住者福利厚生・海外雇用省(MOEWOE)	2018.3.27
フィリピン	労働・雇用省海外雇用庁(POEA) / 海外労働福祉庁(OWWA)	2011.6.2
ベトナム	労働・傷病兵・社会省 海外労働局(DOLAB)	2017.9.27
ペルー	労働・雇用促進省(MTPE)	2010.4.21
ミャンマー	労働・入国管理・人口省 労働局(DOL)	2013.5.20
モンゴル	労働・社会保障省(MLSP)雇用政策推進調整局	2010.7.1
ラオス	労働社会福祉省(MLSW)	2018.5.11

※ ■ は新R/D締結国

また認定送出機関以外からの受入れは停止日が決定されておりますのでご注意くださいと思います。

二国間取決めの締結状況と認定送出機関

(2018年8月末時点、締結日順)

	締結日	認定送出 機関数	認定送出機関 以外からの受入停止
ベトナム	2017年6月6日	268	2018年9月1日から
カンボジア	2017年7月11日	60	2018年6月1日から
インド	2017年10月17日	23	2018年5月1日から
フィリピン	2017年11月21日	166	2018年9月1日から
ラオス	2017年12月9日	14	2018年8月1日から
モンゴル	2017年12月21日	37	2018年12月1日から
バングラデシュ	2018年1月29日	2	2018年9月1日から
スリランカ	2018年2月1日	29	2018年12月15日から
ミャンマー	2018年4月19日	96	2018年11月1日から

※外国人技能実習機構公表データに基づきJITCO作成

【人材育成支援事業】

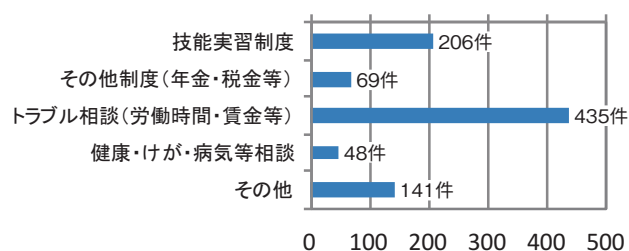
JITCOでは日本語指導セミナー、技能実習指導員セミナー、安全衛生セミナーなど、人材育成支援関連セミナーを数多く開催しています。

また日本語教育の分野では、教材センターから300種類以上の多言語教材を制作、販売しているほか、日本語指導の情報等を掲載した「JITCO 日本語教材ひろば」を運用しており、2017年度のアクセス数は約6万件となっています。

【実習生保護支援事業】

JITCOでは技能実習生に対し、日本語の他、中国語、インドネシア語、ベトナム語、フィリピン語の4ヶ国語で母国語相談を行っており、昨年度の相談件数は1,053件でした。その内容は賃金不払や長時間労働等のトラブル相談が多くなっています。

2017年度相談事項(※)



※複数の相談を受けた場合、複数項目で計上

【賛助会員向け「新JITCOサポート」】

2017年8月より、新制度に対応したJITCO 総合支援システム「新JITCO サポート」をリリースしました。「新JITCO サポート」とは、技能実習制度に関わる各種申請書類の作成や、技能実習生の入国・在留管理など、技能実習生の入国前から帰国後のフォローまで実習監理業務全般をサポートする業務管理システムです。賛助会員(登録企業を含む)は使用料が無料で、現在600超の賛助会員の皆さまにご利用いただいています。JITCO 各地方駐在事務所ではJITCO サポートの使い方をお伝えする各種セミナーを開催中です。また、フリーダイヤルによる「JITCO サポートヘルプデスク」を設置しておりますのでご利用ください。

JITCO サポートヘルプデスク

【電話番号】0120-660-798

(携帯電話からもご利用可能です)

【ご利用時間】受付時間: 平日9時~17時

続いて、法務省 入国管理局入国在留課長の丸山秀治様および、厚生労働省 人材開発統括官付参事官(海外人材育成担当)の平嶋壮州様よりご挨拶をいただきました。



法務省入国管理局
入国在留課 課長
丸山 秀治 様

私からは外国人材の受入れの近況と、技能実習制度の適正化の取組みについてご説明させていただきます。

2018年6月に骨太の方針の中で新たな外国人材の受入れについて明記されました。この受入れにあたっては入管法を改正して新たな在留資格を制定する必要がある

ございます。現在(2018年10月5日)は法案の作成が行われており、次回の国会で審議されることとなるかと思われます。引き続き、技能実習制度についても併存してまいりますので、趣旨・目的にかなった適正な運用についての努力が必要となります。入国管理局に関しては、技能実習生の失踪防止が大きな課題となります。去年は7千人を超す失踪があり、過去最高となりました。私どもが失踪の原因として把握している中では、技能実習生がより高い賃金を求めていることが原因の一つにあります。これを減らすためには、受入れ、送出し、行政機関の各所においての努力が必要と考えております。送出機関においては送出しにかかる手数料の適正化が求められます。入管当局としてはブローカーの取締りに努めております。

また、2018年より、失踪が発生した場合は実習実施者を訪問し、失踪の状況を確認した上で在留資格を取り

消すこと等も強化しています。また従前では技能実習生が失踪後に難民認定申請をするケースが多くありますが、2018年1月より、よほどの事情が無い限り就労を制限するという取扱いが始まっております。入管当局としましては失踪防止の施策に努めてまいります。

外国人技能実習制度は日本の技能を開発途上国に移転し、これらの国の人作りに協力するための制度です。本年6月末においては約28万人が技能実習を受けております。2017年11月の技能実習法の施行により、技能実習計画の認定制、監理団体の許可制の導入、外国人技能実習機構による



厚生労働省
人材開発統括官付参事官
(海外人材育成担当)
平嶋 壮州 様

実地検査、地域の関係機関が相互で連携を図るための地域協議会の設置、優良な実習実施者や監理団体における第3号の技能実習の実施等が新たに定められました。技能実習法の施行から1年が経過しようとしておりますが、厚生労働省としては関係国、関係機関と連携し、制度の運営を図ってまいりたいと思っております。なお先日、ブータンと新たに二国間取決めを結びました。今後も監理団体、実習実施者の皆さまにおかれましてもご協力を賜りますようお願いいたします。



外国人技能実習機構
総務部長
奥村 英輝 様

続いて、外国人技能実習機構 総務部長の奥村英輝様にご講演いただきました。 ※ 内容を一部抜粋してお届けいたします。

技能実習法施行後の外国人技能実習制度の実施状況

2017年11月に、技能実習法が施行され、技能実習制度の基本理念および制度関係者の責務を明らかにし、

監理団体の許可制や技能実習計画の認定等の適正化を図るとともに、技能実習生保護のための新たな枠組みが動き出しました。あわせて、技能実習制度の拡充のため、優良な監理団体および実習実施者を認定し、実習実施

期間の延長や受入れ人数枠の拡大措置も設けられました。私ども外国人技能実習機構（以下、OTIT）は、技能実習法に基づき設置され、主務省庁（法務省、厚生労働省）と連携し、東京都にある本部および13の地方事務所・支所において業務を行っております。業務の内容としては、監理団体の許可の事前審査、技能実習計画の認定、実習実施者の届出の受理、実習実施者や監理団体への実地検査、技能実習生に対する相談・援助等です。以下に主な業務の状況についてご説明いたします。

① 監理団体の許可の事前審査

技能実習法に基づき、団体監理型で技能実習生を受け入れるためには、主務大臣（法務大臣、厚生労働大臣）から監理団体の許可を受ける必要があります。OTIT本部（東京都）では、監理団体についての事前審査等、許可のための事務手続きを行っております。監理団体の許可には2つの事業区分がありますので、申請の際には、どの段階までの監理事業を行うのか確認の上、許可申請を行う必要があります。

区分	監理できる技能実習	許可の有効期間
特定監理事業	技能実習1号、技能実習2号	3年又は5年※
一般監理事業	技能実習1号、技能実習2号、技能実習3号	5年又は7年※

※前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合

これまでの監理団体許可申請について、申請件数は2,421件、許可件数は2,299件にのぼっています（2018年8月31日時点累計）。

監理団体許可（2018年8月31日時点）

申請件数	許可件数
2,421件 (うち介護職種429件)	2,299件(うち介護職種365件) うち一般監理事業(※1) 921件(介護職種166件) うち特定監理事業(※2) 1,378件(介護職種199件)

(※1) 一般監理事業とは、技能実習1号、技能実習2号及び技能実習3号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は5年又は7年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

(※2) 特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は3年又は5年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

② 技能実習計画の認定

1) 技能実習法に基づき、技能実習生を受入れようとする

方は、技能実習生ごとに「技能実習計画」を作成し、その技能実習計画が適当である旨認定を受けることが必要です。

技能実習の受入れ形態は2種類（企業単独型および団体監理型）あるほか、その形態ごとの第1号・第2号・第3号の技能実習の区分に応じて、その都度、申請者（技能実習を行おうとする方：実習実施者）が計画を作成します。団体監理型の場合、監理団体（あらかじめOTITに対して申請の上、監理団体の許可を受ける必要があります）の指導に基づいて計画を作成します。OTITでは、13の地方事務所・支所において計画の内容や受入れ体制、適格性等を審査し、認定を行っています。

これまでの技能実習計画認定の申請は、申請件数28万8,497件、認定件数25万9,237件にのぼっています（2018年8月24日時点累計）。

なお、OTITから技能実習計画の認定を受けた後に、別途、地方入国管理局において技能実習生の入国・在留に係る手続きが必要です。

技能実習計画認定（2018年8月24日時点）

区分	申請件数	認定件数
企業単独型(※3)	8,470件	7,768件
団体監理型(※4)	280,027件	251,469件
計	288,497件	259,237件

(※3) 企業単独型とは、日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する類型。

(※4) 団体監理型とは、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する類型。

2) 先に述べた通り、監理団体の事業区分には一般監理事業と特定監理事業があります。技能実習3号の実習監理が可能となる一般監理事業の許可を受けるためには、監理団体としての業務遂行能力が高い水準の監理団体である必要があります。

同様に、実習実施者が第3号の技能実習生を受け入れるためには、技能等の修得等をさせる能力が高い水準の実習実施者である必要があります。

③ 監理団体や実習実施者への実地検査

OTITでは、技能実習計画の認定や監理団体の許可の事前審査とともに、技能実習制度の適正な運用のため、OTIT職員が監理団体と実習実施者を訪問し、技能実習の状況について実地検査を行っています。実地に監理団体や実習実施者の設備、帳簿書類またはその他の物

件を検査することとしています。

④ 技能実習に関する二国間取決めについて

日本と各送出国は、技能実習制度を適正かつ円滑に行うために連携を図ることをねらいとして、二国間取決めを作成しています。取決めの骨子は以下の通りです。OTIT では、主務省庁や送出国と連携し、取組みを行っています。

日本国側

- 技能実習法の基準に基づき、監理団体の許可・技能実習計画の認定を適切に行う。
- 送出国側が認定した送出機関および認定を取り消した送出機関を日本で公表し、送出国側が認定した送出機関からの技能実習生のみを受け入れる。
- 監理団体および実習実施者に対して、許認可の取消や改善命令を行った場合は、その結果を送出国側に通知する。

送出国側

- 協力覚書の認定基準に基づき、送出機関の認定を適切に行う。
 - ・制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者を選定すること。
 - ・帰国した者が技能等を活用できるよう就職先のあっせんその他の支援を行うこと。
 - ・保証金の徴収、違約金契約をしないこと。
 - ・技能実習生に対する人権侵害をしないこと。
- 送出機関の認定を取り消したときは、日本側に通知する。
- 日本側から不適切な送出機関についての通知を受けたときは、調査を行い適切に対処する。また、その結果を日本側に通知する。

⑤ 技能実習生の支援・保護

〔母国語相談〕

OTIT では、技能実習生からの相談を受け付けております。技能実習生であれば誰でもフリーダイヤル・電子メール・手紙によって、8ヶ国語での申告・相談が可能です。また、OTIT 地方事務所・支所においても、電話や来所による相談対応を実施しています。なお、最新の母国語

相談件数である 2018 年度の状況については、下表に示す通り 989 件です（2018 年 9 月 6 日時点）。また主な相談内容は、次の通りです。

- 労働環境に関すること。
- 労働基準に関すること。
- 職種に関すること。
- 3 号移行等技能実習制度の手続きに関すること。

母国語相談件数 総数	989件	電話762件／メール224件／手紙3件
ベトナム語	555件	電話430件／メール125件
中国語	167件	電話132件／メール 34件／手紙1件
インドネシア語	42件	電話 24件／メール 18件
英語	0件	
フィリピン語	109件	電話 86件／メール 23件
タイ語	60件	電話 34件／メール 24件／手紙2件
カンボジア語	29件	電話 29件
ミャンマー語	23件	電話 23件
その他	4件	電話 4件

〔技能実習生による主務省庁への申告の支援〕(技能実習法第49条第1項に基づく)

OTIT では、技能実習生が母国語で、監理団体または実習実施者の技能実習法令の違反行為について、主務大臣に申告することを支援しています。監理団体および実習実施者は、申告したことを理由に、技能実習生に対して技能実習の中止等の不利益な取扱いをしてはならないとされています。

〔技能実習生の実習先変更支援〕(実習継続困難時・3号移行期)

技能実習生は、技能実習を開始した実習実施者において実習の継続が困難になった場合かつ技能実習生が実習の継続を希望する場合には、技能実習先の変更ができます。

この際、監理団体および実習実施者は新たな実習先を確保する努力を求められていますが（技能実習法第 51 条第 1 項）、努力を尽くしても確保できない場合、OTIT

では、新たな受入れ先の関係情報を提供する等の支援を行っています。

OTIT では、受入れ先の関係情報の受付および提供を行う「監理団体向け実習先変更支援サイト」<https://www.support.otit.go.jp/kanri/> を開設しています。また第2号技能実習から第3号技能実習に進む段階となった技能実習生は、第3号技能実習に係る実習実施者を自ら選択することが可能です。こうした技能実習生を支援するため、第3号技能実習生の受入れ先の関係情報を提供する「実習生向け実習先変更支援サイト」<https://www.support.otit.go.jp/jisshu/> を開設しています。

【技能実習生への一時宿泊先の提供】

OTIT では、技能実習生が監理団体または実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、これらが確保する宿泊施設に宿泊することができない、または、宿泊することが相当でない場合には、一時宿泊先の提供等の支援を行っています。

【技能実習生への技能検定等の受検手続支援】

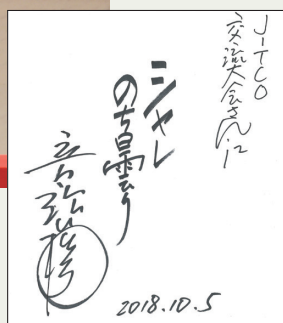
OTIT では、技能実習生が技能実習の各段階において、技能検定または技能評価試験を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、監理団体（企業単独型の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関との調整による受検日程等の決定や合否結果の迅速な把握、当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等を行っています。

【技能実習生手帳の配布】

OTIT では、技能実習生の日本における生活を支援することを目的とした「技能実習生手帳」を約 30 万部、9ヶ国語（ベトナム語、中国語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、モンゴル語、ミャンマー語、カンボジア語、英語）で配布しています。技能実習生としての心構えや健康・安全管理の基本、技能実習に関係する日本の労働法令等や行政の相談窓口情報等を掲載しています。技能実習生への周知と活用促進にご協力を賜りますようお願いいたします。

《 第二部 》

第二部では、落語家の立川談四樓師匠をお招きしました。談四樓師匠は、昭和45年に立川談志師匠に入門。昭和58年に立川流第一期真打となり、ご活躍を続けています。平成2年には作家デビュー。以来、小説を軸に書評等を手掛けていらっしゃいます。交流大会の当日は「日本語は楽しい!」と題した講演と、古典落語『井戸の茶碗』をご披露いただきました。ご来場の監理団体、実習実施者の皆さま、日本語作文コンクールの表彰式に参列した技能実習生の皆さまは、楽しんで聴いておられる様子でした。



《 第三部 》 第26回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクールの表彰式

第三部では、第26回を迎えた日本語作文コンクールの表彰式が行われました。2,151編の作品の中から、厳正な審査の結果、28名の入賞者（最優秀賞4名、優秀賞4名、優良賞20名）を決定いたしました。



〔 最優秀賞を受賞された4名 〕



氏名	グエン ティ キム リン	グエン ヴァン カウ	ホー ティ トウ	チャン ティ ズオン
作品名	二つ目の家族	三つのわ	私が撒いて育てたこと	努力すれば価値が生まれます。
国籍	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム
職種	耕種農業	機械加工	養殖業	加熱性水産加工食品製造業
実習実施者	ホクト株式会社	シバタ精機株式会社	マルナ水産	株式会社西村浅盛商店
監理団体	東西商工協同組合	福岡素形材産業協同組合	デジタル共販事業協同組合	枕崎市水産物振興協同組合

講 評

公益社団法人国際日本語普及協会 理事長 関口 明子 様



皆さま、受賞おめでとうございます。最優秀賞の4名の方々の発表を拝見しましたが、外国語で自分の気持ちを綴るだけでなく、このように大勢の方々の前で発表なさる姿は、本当に素晴らしいですね。日本語作文コンクールは今年で26回目を迎えました。最近の作品の傾向としましては、何

か目立った、強烈な印象を与える出来事というよりは、日々の生活の中での出来事を、技能実習生のお国ならではの文化や価値観を通して眺め、気付いたことを新鮮な感覚で表現した味わい深い作品が増えてきているように思います。今年はベトナムの方からの応募がとても多く、たくさん入賞されました。来年も数多くの作品と出会えること、色々な国の技能実習生がふるってご参加くださることを期待しています。

日本政府と送出し国政府による 二国間取決め及び送出し国政府による 認定送出機関の公表について

2018年11月1日現在、日本政府は10ヶ国(表1)の政府と二国間取決めを締結し、このうちブータンを除く9ヶ国の政府はすでに認定送出機関を公表しています。外国人技能実習機構(OTIT)のホームページをご覧ください。③http://www.otit.go.jp/soushutsu_kikan_list/

2018年12月末時点で以下(表1)の全ての国において「認定送出機関以外からの受入れ停止」の期日を経過しており、認定外の送出機関からの受入れは認められなくなります。また、認定外の送出機関から受入れた在留中の技能実習生にかかる計画認定申請にも影響がありますので、監理団体の皆さまご注意ください。

※詳細はOTIT HP 2018/8/13お知らせNO4-9をご覧ください。

表1 二国間取決めで示されたスケジュール (2018年11月1日現在)

国名	二国間取決め 締結日	送出し政府による認定送出 機関の選定	認定送出機関以外 からの受入れ停止
ベトナム	2017年6月6日	公表済み	2018年9月1日から
カンボジア	2017年7月11日	公表済み	2018年6月1日から
インド	2017年10月17日	公表済み	2018年5月1日から
フィリピン	2017年11月21日	公表済み	2018年9月1日から
ラオス	2017年12月9日	公表済み	2018年8月1日から
モンゴル	2017年12月21日	公表済み	2018年12月1日から
バングラデシュ	2018年1月29日	公表済み	2018年9月1日から
スリランカ	2018年2月1日	公表済み	2018年12月15日から
ミャンマー	2018年4月19日	公表済み	2018年11月1日から
ブータン	2018年10月3日	—	—

JITCOの取組みについて

■インド大使館主催 インドセミナーの後援

2018年9月28日、インド大使館は愛知県庁、名古屋商工会議所及びJITCO後援のもと、名古屋にてインド技能実習制度セミナーを開催し、インド側参加者も含め合計180人以上が参加する大変盛況なものとなりました。その後の名刺交換・ビジネスマッチングの場では、23の認定送出機関の全てが出席し、インドに興味を持つ監理団体や実習実施者の方々と長時間にわたり活発な情報交換が行われました。

加えて、その前日の27日にはJITCO本部にてインド認定送出機関の担当者を集めて勉強会を行い、技能実習制度の仕組みや適切な送出業務への理解を促しました。

■インドネシア国会議員団との協議

2018年11月7日、ハムザー副議長を始めとするインドネシア国会議員一行がJITCOを来訪され、技能実習制度を中心とした2国間の人材交流について協議を行いました。ハムザー副議長からは、インドネシアの人口2.64億人のうち75%にあたる1.98億人が生産年齢にある人口ボーナス期を迎えており、その豊富な人材を日本にも送り出すべく、日本の受入れ側が技能実習生や外国人労働者にどのような資質を求めているのかを調査することが来日の目的の一つであると述べられました。JITCOからは、新しい技能実習制度の概要やJITCOの役割に加え、インドネシアからの技能実習生の受入れ状況等について説明しました。



右端：ハムザー副議長

■中国中日研修生協力機構との協議等の実施

2018年11月7日、中国中日研修生協力機構の会員送出機関総会に出席し講演を行い、出席した会員送出機関に向けて、技能実習制度改正後の運用状況等について報告するとともに、新たな制度の枠組みの下でJITCOが取り組んでいるサービスや実績等も紹介しました。その後行われた同機構との協議では、今後も技能実習生にとって日本での経験が有意義なものとなるよう必要な支援を行うべく、これまで以上に具体的な協力事業に取り組んでいくことで合意しました。

■カンボジアジョイントセミナーの開催

2018年11月13日、東京にてカンボジアジョイントセミナーを開催し、両国合計121名の皆さまにご参加いただきました。午前の部ではカンボジア労働・職業訓練省サクダ労働総局長、在京カンボジア大使館ラチャナ特命全権大使などからカンボジアの技能実習制度への期待感や失踪対策について講演が行われ、午後のビジネスマッチングでは参加した27の送出機関から具体的な送出情報を得るべく、監理団体の皆さまがブースをまわり熱心な情報交換が行われました。



ビジネスマッチングの様子

■本件に関するお問い合わせ先

国際部 TEL: 03-4306-1151

JITCOへの相談事例から見る メンタルヘルスの適切な対応

JITCOでは本部および各地方駐在事務所にメンタルヘルス・アドバイザーを配置し、実習実施者から相談・要望を受けて訪問し、技能実習生に対するメンタルヘルスケアの支援を行っています。本稿において、これまでJITCOのメンタルヘルス・アドバイザーが対応し、改善が見られた事例を紹介しますので、今後の対応の参考になさってください。

事例①

技能実習生同士のトラブル

中国／女性20代／きのこ栽培

〈相談の経緯〉

4人の技能実習生の間で、1人对3人の対立が続いていた。1人で孤立した技能実習生は、技能実習では1年先輩で日本語能力も3人より上だったが、年齢が若かった。孤立している技能実習生の不眠、体の震えの症状、気分が落ち込もうつ状態が続いていた。髪の毛をつかんでの喧嘩等のトラブルも起き、実習実施者の担当者は困っていた。監理団体からJITCO本部へ巡回訪問の依頼があり、面談となった。

〈状況の把握〉

4人全員と個別の面談を行った。その中で、後輩3人から、「日本人従業員から冷たく見られていて辛い」という話が出た。実習実施者の担当者は、1人孤立した技能実習生が3人からいじめられていると認識しており、その技能実習生を優遇していたため、他の3人は不平等感を抱いていた。

〈対応〉

JITCOは、実習実施者に「どちらかの味方になるという方法はとらないこと。トラブルを起こすことが問題で、4人全員に責任があること」を示し、4人にその点を考えさせるように提案した。また相談担当の中国人従業員を決めて、4人を見守っていくことになった。

なお抑うつ状態の技能実習生は、今回のトラブルだけでなく、母国の家族に関する悩みを抱えていたことが面談でわかった。抑うつ状態が続くようであれば専門医を受診することを勧めた。

〈効果〉

日本人従業員も含めた会社全体で、人間関係のトラブルを起こさないように努めるという共通認識が生まれ、技能実習生全員が納得することができた。

事例②

建設現場での実習で目が届きにくい

ベトナム／男性20代／総合工事

〈相談の経緯〉

建設現場での技能実習になるので、実習実施者や監理団体の目が届きにくいことから、監理団体からメンタルヘルス予防のための訪問依頼を受けた。

〈状況の把握〉

メンタルヘルス・アドバイザーが技能実習生全員と面談し、「こころと体の自己診断表」(ストレスチェック表)を配布して該当する項目にチェックをつけてもらった。

1人の技能実習生が暗い表情をしており、「孤独な感じがして気持ちが落ち込む」「食欲がない」「なかなか眠れない」などの項目にチェックを付けたため、詳しく聞き取りを行った。その技能実習生は、特定の日本人従業員から自分だけいつも注意を受けており、自分だけ嫌われていると訴えた。最近はこのことを考えてよく眠れず、これ以上続けば技能実習を続けられない、帰国するしかないと思い詰めている様子だった。

〈対応〉

JITCOは、この状態が続けばメンタル不全になる可能性が大きいこと、様々なトラブルに繋がる恐れがあることを監理団体、実習実施者に説明をした。その結果、以下の対応することになった。

- 技能実習生を別の現場に移す。問題があると見られる日本人従業員には、技能実習生への対処について指導を行う。
- 現場での出来事は実習実施者や監理団体では把握しにくいので、技能実習生が定期的に相談できる窓口を作る。
- コミュニケーションの場を設け、運動を推奨してストレス軽減を図る。ベトナムはサッカーが盛んな国で、通訳が技能実習生をまとめてサッカーをしていたので、通訳から技能実習生をサッカーに誘ってもらった。

〈効果〉

- 他の現場に移ることができ、この技能実習生は実習を続けることができた。
- メンタルヘルス・アドバイザーが監理団体に訪問して相談に応じたところ、メンタルヘルスケア・予防の有効性を実感していただき、今後も定期的に訪問することになった。

事例③

症状が出ているが 身体に原因が見つからない

ベトナム／男性20代／金属プレス加工

〈相談の経緯〉

ある技能実習生が頭痛を訴えて病院で受診した。病院では原因が見つからなかった。その後も頭痛の症状が続き、技能実習に差し障りが出てきた。実習実施者の担当者が、「技能実習生のメンタルに問題があるのではないか」と考え、監理団体に相談した。

〈状況の把握〉

監理団体からJITCO本部に相談があり、訪問相談に応じるようになった。技能実習生と面談し、話をよく聞いてみると、父親が病気になって悩んでいるということだった。家族の問題なので誰にも相談できず、父親の健康や家族の経済状況を心配していつも考えてしまい、よく眠れなくなっていた。その時期を確認すると、頭痛を訴えた時期と重なった。

〈対応〉

JITCOは、監理団体、実習実施者の担当者全員と話し合いの場を持ち、技能実習生の家族の悩みを理解してもらい、今後も気を配り見守っていただくことにした。

また技能実習生との面談で、以下のようにアドバイスをした。

- 頭痛の原因は家族を心配するストレスかもしれない。だが技能実習を続けることは、家族の経済を支えることにも繋がるのではないか。
- 頭痛の症状が続く場合や、頭痛以外の症状(眠れない、食欲がなくなる、疲れやすい等)が表れたら我慢をしないで受入れ先にすぐに相談すること。

〈効果〉

その後、監理団体、実習実施者より、技能実習生の頭痛の症状がなくなり、元気に技能実習をしているとの報告があった。

JITCOの東日本大震災後のメンタルヘルスケア 巡回から(震災後1ヶ月～3ヶ月／災害に関する相談)

JITCOは、東日本大震災発生後の2011年4月～6月、被災地にある43の実習実施機関に対して巡回訪問を行った。地震と津波、原発事故に伴う放射能等への不安を和らげ、技能実習の継続を目的として、技能実習生の心のケアに努めた。

〈状況の把握〉

震災後に体調を崩したり、精神的不安が長く続いた技能実習生はすでに帰国したためか、震災の影響を深刻に捉えている技能実習生は全体的に少なかった。

〈震災後の監理団体、実習実施機関の対応〉

- 電話が繋がらず苦勞した。2つ隣の町まで出かけて繋がる公衆電話を見つけ、技能実習生に親元へ連絡させた。

- 技能実習生に技能実習を継続するか意思確認をし、無理に引き留めないようにした。
- 送出機関が技能実習生全員を集めて説明会を実施した。
- 送出機関が母国の家族を集めて説明会を実施した(ニュースを配布した所もあった)。
- 監理団体が技能実習生の母国を訪ね、家族に状況を説明して納得してもらった。
- 監理団体が、震災発生直後に通訳を連れて実習実施機関を訪問し、安否確認を行った。また安心できるように状況を直接説明した。
- 技能実習生の母国の家族に、震災後も元気に実習している姿や、安全な環境で暮らしている姿をビデオや写真、インターネットで知らせた。

〈対応〉

JITCOは、放射能の影響を心配していた技能実習生には「首相官邸災害対策ホームページ」に掲載されている測定数値や記事を参考に示しながら、不安を軽減できるようにアドバイスをした。また技能実習生一人ひとりの話を傾聴してメンタルヘルスケアを行った。

〈まとめ〉

送出機関や通訳の協力を得られた実習実施機関では、比較的多くの技能実習生が安心し、技能実習を継続することができていた。

監理団体、実習実施者、JITCOにおいて、災害時のメンタルヘルスケアに大事なことは、混乱と不安を防ぐために、技能実習生から信頼のある人が情報を正しく伝えることであると認識できた。今後の災害時の対応策の参考となった。

心身の健康を保つためには、「ストレス要因に気づき、対処することの必要性」を認識することが大切です。しかし、技能実習生は、自分の力だけでは対処できないストレス要因に気づかずにいることがあります。

監理団体、実習実施者の皆さまには、積極的にJITCOのメンタルヘルス訪問支援等を活用していただき、問題の早期発見・早期治療、予防に役立てていただければ幸いです。

実習実施者の皆さまを対象とした JITCOの訪問支援サービス

JITCO職員が実習実施者の皆さまを直接訪問し、技能実習法・労働基準法・労働安全衛生法に関して留意すべき点についてアドバイスをさせていただきます。

また技能実習生のメンタルヘルスについての具体的なご相談も受付けており、状況を確認させていただきながらアドバイスを行っております。

訪問支援サービスのご利用

最寄りの地方駐在事務所までお問合せください。

本稿についてのお問い合わせ先

実習支援部業務課 TEL:03-4306-1173

日本語指導お困りですか??

監理団体や実習実施者から寄せられる日本語指導に関するご相談に対するアドバイスを
ご紹介しています。今回は、**技能実習生の日本語を書く力**について考えます。

Q

当組合では、毎年 JITCO の日本語作文コンクールへの参加を呼び掛けていますが、技能実習生たちは、難しいと言って挑戦してくれません。これは、彼らに日本語を書く習慣がついていないからではないかと思うのですが、どのように指導したらいいのでしょうか。

(C 協同組合 Tさん)

昨年実施された、第26回 JITCO 日本語作文コンクールでは、2,151編の作品が集まりました。すでに来年度に向けて準備したいというお考えをいただき、技能実習生が「書く」ということについて、今回は考えてみたいと思います。

アドバイス

1 日本語を「書く」といっても、必要となる力はいろいろです。

技能実習生の毎日の生活で、「日本語を書く」力が求められるのはどのような場合でしょうか。

例えば、職場との連絡に、LINE等のSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)やメールを使っているとすれば、技能実習生も日本語を「書く」必要が生まれます(もちろん手書きではありませんが、ここでは「書く」とを「文字による情報の送り出し」と広義にとらえることにします)。この場合に必要な「書く」力は、短いメッセージを生み出す力です。同時に、デジタルデバイスを使って日本語を入力するスキルも必要です。技能実習生にとって、SNSやメールでのコミュニケーションは難しいとお考えになるかもしれませんが、見方を変えれば、電話や対面のような、保存や繰り返しのできない手段での情報のやりとりよりも、文字として情報が手元に残り、メッセージの読解に時間をかけることができる上に、翻訳アプリ等とも上手に連携させることができますから、実は、外国人にとって便利な手段だといえます。

また、作業日誌等を「書く」職場もあるでしょう。その

場合はその日の作業等について簡潔に表現する力が必要です。多くの現場では、作業内容が毎日大きく変わることは少ないでしょうから、書くべき内容のサンプルや、記入しやすいフォーマットを示すことで、最低限必要な情報を盛り込んだ作業日誌を書くことができるでしょう。

こうしたSNSやメールでの連絡、毎日の作業日誌等では、同じような表現を繰り返し使うことで、Tさんがおっしゃるような、「書く習慣」がつくことが期待できます。

一方で、年に一度のイベントである JITCO の作文コンクールに応募する作品を仕上げるには、SNSやメール、作業日誌とは別の「書く」力が必要になります。原稿用紙3枚という規定の長さに合わせて、内容を考えて作品として構成する力です。これは日本語の力だけでなく、技能実習生の母語の力とも関係がありそうです。このほか、応募は原稿用紙に手書きという条件が例年続いていますから、審査員が読みやすい文字で原稿用紙に手書きで書く力が必要になります。このように、一言で「書く」と言っても、様々な側面があります。

アドバイス

2 良いアウトプットのためには、十分なインプットが必要です。

作文コンクールに応募する作品には、ある程度の長さ、まとまった内容が求められます。Tさんご自身が、例えば英語で、まとまった長さや内容のある「作文」を書くという状況を想像してみてください。何か書きたい題材があっても、それを英語でどう表現するか、英語表現の手持ちの材料が不十分であれば、自分の思いを英語で表現することは難しいことがわかりいただけるのではないのでしょうか。良い作文を書くには、「書く」という「アウトプット」の前に、十分な「インプット」が必要になるのです。つまり、技能実習生が真似して使える範囲で良いので、日本語の表現の材料が入った引き出しを持っていることが重要なのです。これは、毎日のSNSやメールや、作業日誌のような定型に近い短い日本語を書く習慣だけでは身につけることが難しいものです。

3 過去の作品集を利用して技能実習生と「協働」の時間を持ちましょう。

JITCO の日本語作文コンクールの入賞作品を掲載した優秀作品集は、毎年、応募者の皆さまや監理団体等にお送りしています。また、JITCO のホームページからも過去の優秀作品にアクセスできます。技能実習生にとって身近な存在である他の技能実習生が、独自の経験を日本語でどのように表現しているか、作品を読んでみると、「なるほど、こういう風に書けばいいのか」と、日本語表現のイメージが「インプット」できるのと同時に、入賞作品に触発されて、自分自身で書けそうな題材が見つかることも期待できます。

作文コンクール優秀作品集

過去の作品集をご要望の方は、講習業務部日本語教育課までお問合せください。



とはいえ、作品集掲載の優秀作品は、漢字仮名混じりで漢字に振り仮名ありませんから、特に非漢字圏出身の技能実習生にとっては、自力で読むのは難しいでしょう。その場合は、周囲の人が、漢字に振り仮名を付けたり、辞書で引くときの形を示したりしてあげてください。できれば、1作品でよいので、時間をかけて、技能実習生と一緒に読んでみることをおすすめします。

また昨今は、翻訳アプリや翻訳サイト等を利用すれば、単語だけでなく、文単位の翻訳が可能になりました。もちろん、なめらかに翻訳されない場合もありますが、大意を把握することは可能です。読む作品を選ぶ時は、例えば作品の題名を手掛かりにしたらどうでしょうか。応募の際は題名の工夫も重要なので、大いに参考になることでしょう。

また、技能実習生が書いた応募作品に対して、周囲の人が応募前に目を通して、分かりにくいところ、もっと詳しく書くとよいところなどをアドバイスすることもできます。技能実習生とのそのような「協働」作業を通して、作文を書くだけにとどまらない、相互理解の場が生まれることが期待できるのも、作文コンクールのよい利用の仕方だと言えます。

以上、技能実習生の日本語を「書く」力と、JITCO 日本語作文コンクール応募に向けた取り組みについて

考えました。2019年度の募集要項は2月に発表され、4月から5月にかけて応募作品を受け付ける予定です。たくさんの応募を楽しみにお待ちしております。

今後の日本語指導担当者向け講座のご案内

内容、会場等の詳細はJITCOホームページをご覧ください。どれも日本語指導経験のない方もご参加可能です。具体的な日本語指導のイメージをつかんでいただけます。

JITCOホームページからオンライン申込をお願いします。(オンライン申込ができない場合等はお問い合わせください)

2019年度の日本語指導関連セミナーについては4月以降にご案内します。

日本語指導担当者実践セミナー

講習の日本語指導を中心に「聞く」「話す」力をつける指導について考える1日のコースです。インターネットサイト「JITCO日本語教材ひろば」内の教材等もご紹介します。

賛助会員 10,000円 非会員 13,000円(1名)

1/17(木)大阪、1/18(金)福岡、2/22(金)東京

▶プログラム 9:30-16:30

- 1.講習の日本語指導のポイント
- 2.講習の日本語指導計画
- 3.インターネットサイト「JITCO日本語教材ひろば」とサイト内教材の紹介
- 4.「聞く」「話す」力をつけるための教室活動
- 5.授業実習

日本語指導トピック別実践セミナー

日本語指導に役立つトピックについてじっくり取り組みます。どちらか1つのトピックだけでも受講いただけます。

賛助会員 5,000円 非会員 8,000円(1名/1トピック)

2/ 1(金)名古屋 9:30-トピックA 13:30-トピックB

3/15(金)東京 9:30-トピックB 13:30-トピックA

トピックA:はじめての日本語指導

日本語の授業では様々な「小道具」が重要な役割を果たします。実際に小道具を作ったり、それを使った練習方法を体験したりします。

トピックB:日本語指導員のための日本語文法入門

外国人が日本語を学ぶ際の文法は、日本の学校で習った文法とは異なります。外国人の文法の入口を覗いていただき、指導に活かすことを考えます。

日本語指導オンデマンド

ご希望日にJITCOの日本語指導専門スタッフがお伺いします。上記セミナーの日程が合わない場合の他、企業内研修、組合員研修等にもご利用いただけます。

賛助会員 5,000円 非会員 8,000円(1名/1プログラム)

1プログラム約3時間。講師の交通費を別途ご負担ください。

■技能実習生に対する日本語指導全般について、ご相談・ご質問を受け付けています。

講習業務部 日本語教育課

メール: hiroba@jitco.or.jp

TEL: 03-4306-1168 FAX: 03-4306-1119

JITCOの教材のご案内



既刊本

外国人技能実習生のための日本語【実習現場編】（技能実習生用）（賛助会員は割引）

定価:2,376円(本体2,200円+税) B5判 193頁

「外国人技能実習生のための日本語」シリーズの最新刊として、新たに「実習現場編」を刊行しました。本書は、実習現場で技能実習をしながら、日本語を学習する技能実習生のためのもので、第1課から第21課まで学びます。各課とも「4つの基本文型」「会話」「課題」の手順で学習するように構成されており、日本語だけでなく「技能実習生の生活ルール」や「安全衛生」「地域との共生」などに必要なことも学ぶことができます。また実際の現場で活用できるように、「機械・金属、建設関係、溶接、食品製造関係、繊維・衣服関係」の5職種の会話も掲載しています。さらに巻末に日本語との併記で、8ヶ国（英語、ベトナム語、中国語、インドネシア語、フィリピン語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語）の語彙集約640語を収録しています。



〈主な目次〉

【職種共通】第1課 技能実習計画／第2課 職場の規律／第3課 作業の準備／第4課 安全標識／第5課 安全作業／第6課 整理整頓／第7課 反省・改善／第8課 災害防止／第9課 緊急・応急／第10課 健康管理／第11課 メンタルヘルス

【地域との共生】第12課 従業員との交流／第13課 お花見／第14課 道をたずねる／第15課 買い物／第16課 日常の危機管理

【職種別】第17課 機械・金属／第18課 建設関係／第19課 溶接／第20課 食品製造関係／第21課 繊維・衣服関係

【語彙集】約640語(日本語との併記で8ヶ国語を収録)

外国人技能実習生のための日本語【実習現場編】（指導員用）（賛助会員は割引）

定価:2,700円(本体2,500円+税) B5判 194頁

本書は、技能実習生に日本語を教えるすべての指導者のために、具体的な授業の進め方を記した指導用マニュアルを巻末に備えています。第1課から第11課は、技能実習生が現場で経験していくテーマごとに、第12課から第16課は、実習現場を離れた生活の中で遭遇する場面を想定し、技能実習生が地域との共生を体感できるように、第17課から第21課は、技能実習生の受入れ人数が多い5職種に従事する技能実習生が正しく安全衛生について学習できるように構成しています。なお、各課は、新しい文型とそれより前の課で学習した文型から成り立っていますので、スムーズに理解を進めるために、第1課から順に学習していくことをお勧めします。



外国人技能実習生のための日本語【実習現場編】（練習問題集）（賛助会員は割引）

定価:2,268円(本体2,100円+税) B5判 97頁

本書は、「実習現場編」の学習を補助するために作成したもので、授業でも技能実習生の復習にもお使いいただけます。

各課は4頁で、助詞を入れる問題、動詞等の形を変えて文を作る問題、語彙の選択、文の完成、内容の理解を確かめる問題の4問または5問で構成されています。各課の問題はそれぞれ課で学習した事柄を復習することを目的としていますので、各課の学習後に授業や復習教材としてご活用ください。なお、巻末には解答がついています。



同シリーズの既刊本も好評発売中! 定価:各2,160円(本体2,000円+税)（賛助会員は割引）

外国人技能実習生のための日本語 生活基礎編(第4版) B5判 121頁

■別冊付録 構成と使い方(教師用)40頁 ■生活用語集49頁(5ヶ国語併記)付き

外国人技能実習生のための日本語 日常生活編(第3版) B5判 214頁

■別冊付録 構成と使い方(教師用)40頁 ■本編巻末に日本語との併記で8ヶ国語の生活用語集を収録。

2018年度版 外国人技能実習・研修事業実施状況報告 JITCO白書

(賛助会員割引対象外の教材)

定価:1,620円(本体1,500円+税) A4判 144頁

2018年度版 JITCO 白書は、2017年度 JITCO の事業実績を切り口に、技能実習制度の現況について、統計データや図表等を多く活用することにより、できるだけ分かりやすく取りまとめたものです。併せて JITCO の事業報告及び事業計画も掲載しています。



申請書類の記載例集(団体監理型技能実習)第I分冊～第IV分冊 (個別販売)

本書は、監理団体または実習実施者が技能実習生を受け入れるにあたり、段階ごとに外国人技能実習機構または地方入国管理局に提出することが求められる各種書類を掲載し、その記載例と記載上の留意点を解説するものです。

監理団体許可関係諸申請(第I分冊)

(賛助会員は割引)

定価:4,320円(本体4,000円+税)
A4判 332頁

監理団体が監理団体の許可に関して外国人技能実習機構に提出する各種様式と記載例を掲載。



技能実習計画認定関係諸申請(第II分冊)

(賛助会員は割引)

定価:4,212円(本体3,900円+税)
A4判 547頁

実習実施者が技能実習計画認定に関して外国人技能実習機構に提出する各種様式と記載例を掲載。



外国人技能実習機構への届出、報告、記録関係様式(第III分冊)(賛助会員は割引)

定価:2,700円(本体2,500円+税)
A4判 148頁

認定された技能実習計画に変更が生じた場合に外国人技能実習機構に提出する変更届出書、定期的な報告が求められる様式、記録として備付け・保存が義務付けられている様式などの記載例を掲載。



地方入国管理局への入国・在留諸申請及び諸届(第IV分冊)(賛助会員は割引)

定価:2,160円(本体2,000円+税)
A4判 98頁

監理団体が在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、諸届などに関して地方入国管理局に提出する各種様式と記載例を掲載。



申請書類の記載例集(企業単独型技能実習)(セット販売 / 賛助会員は割引)

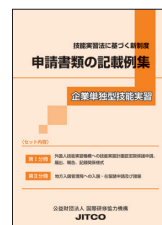
定価:6,480円(本体6,000円+税) 各A4判 第I分冊 584頁 / 第II分冊 93頁

実習実施者が企業単独型における技能実習生を受け入れるにあたり、その段階ごとに外国人技能実習機構又は地方入国管理局に提出することが求められる書類、その記載例、記載上の留意点を解説しています。

〈セット内容〉

第I分冊 「外国人技能実習機構への技能実習計画認定関係諸申請、届出、報告、記録関係様式」

第II分冊 「地方入国管理局への入国・在留諸申請及び諸届」



※ 今回紹介した教材の詳細については、当機構HP→教材・テキスト販売→「教材センターからのお知らせ」と電子カタログ「教材のご案内」をご覧ください。

【教材に関するお問合わせ先】 JITCO教材センター

TEL: 03-4306-1110

FAX: 03-4306-1116

E-mail: publication_center@jitco.or.jp



若者の仕事観

今号でご紹介するのは、アジアの国々の若者の「仕事観」です。各国の若者たちは、どんな夢を抱き、就職を目指しているのでしょうか？働くことを意識しはじめる年齢や人気が高い職業、仕事とプライベートのバランス、転職の意欲など、様々な視点から語っていただきました。



Vietnam【ベトナム】

ファム・ラン・アイン(JITCO 元母国語相談スタッフ)

過去30年間で就職事情は激変。現在、若者が注目するのは情報技術(IT)企業。

溯ること約30年前、私が大学を卒業した頃、ベトナムには現在の日本のような「就職活動」は全くありませんでした。中学・高校を卒業した後は、親に雇ってくれる会社を探してもらったり、知り合いに頼んで仕事を紹介してもらったりしていました。大学を卒業した人は一般的に、国営企業や国家機関などに計画的に配置されました。就職した人は、ホワイトカラーにせよブルーカラーにせよ、みんな公務員になりました。仕事の内容が好きか嫌いよりも、仕事があって生計を立てられることのほうが大事です。また当時の「土農工商」思想の影響を受けたベトナム社会では、公務員の立場は「偉い」と考えられ、自分が良い身分として扱われるだけでなく、家族全体にもメリットがあるようでした。逆に「商業」は、ただ「モノを売買するだけ」とみられて、あまり大事にされていませんでした。

そのようなベトナムの社会・経済環境が一気に変わったのは、1990年代にドイモイ政策が始まってからです。とくに北部の変化は著しく、経済発展と共に新しく様々な産業が生まれて職種が増え、若い人たちの仕事に対する考え方もだいぶ変わっていきました。

まずは「就職の方法」です。ドイモイ政策で計画経済が廃止されたため、学校を卒業する前からでも就職活動をするのが一般的に。また就職先はそれまで国営企業だけだったのが、民間企業や外資系企業がたくさん増えて、自由に好きな仕事に

就くことができるようになっていきました。希望の会社に就職し、やりたい仕事を手に入れるためには、学校で勉強した知識のほかに、様々なスキルも身につけないといけません。給料が高いのは、バラエティー豊かなサービス業、商業です。さらにインターネットが普及して「第4次産業革命」が始まってからは情報技術(IT)・通信関連の仕事がものすごく増えています。

IT関連の仕事は、高給取りになれるだけでなく、先端技術を求める国内外のニーズが高いため、仕事に意欲を燃やす若者の間では大人気です。ITエンジニアになるために、子どもが小さいうちからプログラミングやコーディングを勉強させる親は少なくないようです。今やベトナム人のプログラマーは、国内に留まらず、世界中で活躍しています。日本のIT業界でもたくさんのベトナム人エンジニアが活躍しています。ベトナム人留学生もITを専攻し、卒業後はIT会社に入って活躍しています。日本企業はベトナム人を日本国内で募集するだけでなく、ベトナムまで足を運んで人材を獲得する動きも活発化してきたと聞いています。

またドイモイ政策が始まって約30年が経過し、社会に活気が溢れるようになった今、就職に集中してきた若い人たちのなかから、起業したり、スタートアップ企業などに挑戦したりする人たちが現れてきました。

ちなみに現在、早稲田大学に在学中の若いベトナム人女性に就職の志望について聞いてみました。高給目当てに仕事を転々とする若い人も確かにいるようですが、「就職先の仕事を好きかどうか第一で、あとは職場環境と同僚との関係が良いかで決めたい」と語ってくれました。

本当に、仕事を自由に選べる時代になったと感じています。



China【中国】

兎 国華(JITCO 元母国語相談スタッフ)

若者の仕事選びは「手に技あり」から「好きかどうか」を最優先する時代へ。

中国・長江(揚子江)の下流、江蘇省領域の北側には揚州という町があり、揚州の人々が長年身を立てた仕事を表す言葉に「揚州三把刀」があります。「三把刀」とは「厨房の刀」「修脚の刀」「理髪刀」のことで、揚州人は故郷から離れても、この3つの手立てで生計を立てるといわれています。「厨房の刀」とは、包丁です。つまりは料理人ですね。揚州料理はとておいしく中国の四大料理に数えられています。「修脚」は中国式のフットケアのことで、専用の刀を持って足の爪を切り揃えたり、ウオノメを削ったりする専門家です。理髪刀はお分かりですね。理髪師のことです。

揚州のみならず、中国では昔から、手に技(わざ)を持てば生涯生活に困らないと考えられ、親は子どもに技を学ばせようとしたものです。女の子には特に「縫製」を学ばせる向きがあり、江蘇省では、揚子江の両側に縫製会社が林立し、衣類の輸出業の中心地になっています。私は90年代末頃、中小企業庁の技能実習生事業調査の通訳として、中国の上海、江蘇省の送出機関や技能実習生が活躍した縫製会社を見学しました。その時、南通にある日中合併の縫製会社で出会った人は、大学の教師を辞めて、縫製会社の通訳に転身をはかっていた。内情を聞いたら、合併会社の通訳の給与が大学の教師よりも上回っていたのです。それだけ縫製業が栄えていたのです。

そのような背景もあり、中国からやってくる技能実習生の多くは、縫製の職種で活躍するようになりました。私は1992年後半から研修生・技能実習生の母国語相談を担当し、その後も縫製組合の通訳や技能実習生のケアに携わってきているのですが、この26年間で若者の仕事観の変化も感じています。

と言うのも、1990年代から2010年前後を振り返ると、技能実習生としてやってくるのは18歳から20代の若い女性たちでした。ところが2015年頃には年代が40代、50代まで上がっていきます。なぜなら、若い人々が、技術の体得を必要とする縫製の仕事よりも、技術がなくても高い給料が見込

める仕事を志望するようになってきているからです。最近ではやはり技が必要な料理人を目指す人も少なくなったそうです。親が子どもに縫製や料理を学ばせたくても、子どもは親の話を聞かなくなり、生計を立てるための「手に技あり」という考えは、今の若い世代には通じなくなりました。

今まで、大学を卒業する多くの人は、快適で安定した生活を追求するため、「鉄飯碗(食いはぐれのない職業)」の仕事に憧れ、公務員、政府関係の仕事を目指したものでした。しかし最近の調査では、1995年以降に生まれた世代は、食べていけるかどうかなどを気にせず、興味や自由に重きを置き、「好きな職業に付きたい」と思っているようです。今人気なのは、インターネットの生放送の司会者やゲームのレビュー、コスプレイヤー、メイクアップアーティスト、声優、インターネットショップの経営など。時代は随分変わったものですね。



Philippines【フィリピン】

畠山 エルサ(JITCO 母国語相談スタッフ)

経済成長に伴い、外資企業が増加。語学力を生かした職業が人気。

ここ数年、フィリピンの都市部は、高層ビルや商業施設の建設、交通インフラの整備が進み、急速な経済成長を続けています。経済成長率は6~7%を記録し、国民も一億人を超え、平均年齢も24~5歳と働き盛りの若い人材が豊富にいるので、これからのフィリピンは長期にわたる労働力の供給が確保され、さらなる経済成長の期待が持てる状況にあります。

そのようなフィリピンですが、大きな問題も抱えていて、失業率が5.5%とかなり高い数値を示しています。この失業者の年齢別比率を見てみると15~24歳の若年層が49%、34歳までを含めると働き盛りの年齢層の60%が働いていないという状況にあります。

この数字の背景にはフィリピン特有の労働環境が関係しています。フィリピンは貧富の差が大きく、子どもたちの高校への進学率は65%と低く、経済的な理由により、中学校の卒業をあきらめる子供たちも少なくありません。フィリピンの若者が大企業や優良企業に正社員として就職するためには、大学や

専門学校卒業が必須条件となりますが、貧しい家庭に生まれた子供たちは入学することができません。

もう一つの理由はフィリピン国内の労働法です。フィリピンの法律では、企業での見習い雇用の期間は6ヶ月でそれを過ぎると解雇することが難しくなり、以降は自動的に正規雇用者となりますと法律で定められています。そのため、企業側は6ヶ月以内の短期契約の労働者を多く採用し、更新せずに契約終了して、新たに別の短期雇用者を採用します。このような状況では、大学や専門学校を卒業して働きたいと思う若者が正規雇用されることなく、6ヶ月ごとに短期契約の仕事を探し転々として働くという問題が発生しています。

そんな環境でも、フィリピンの若者達は、アルバイトをしながら大学や専門学校に通ったり、手に職をつけるために下積みからの仕事に励んだり、短期の雇用契約を続けながらも仕事上のスキルを身につけるなど、自分なりに頑張って夢をかなえようと努力をしています。

先に書いたようにフィリピンは今、急速な経済成長を続けていますが、このことが産業構造にも大きな変化をもたらしています。社会情勢が変わり、治安も良くなり、各種のインフラが整備されたことから、海外からの投資が増え、日本を含めての外国企業の誘致もすすめられています。産業構造や社会情勢の変化にともない新しい産業も増えてきている中で、今、若者たちの間で人気のある職業がコールセンターのスタッフです。

フィリピン人は公用語のタガログ語の他に日常的に英語を話せることから、世界各国の企業が自国より人件費の安いフィリピンにコールセンターを移転させています。外資系企業のコールセンターであれば高層ビルの中で職場環境が整備され、給与も高く一般的な国内企業と比べて2倍近い収入が得られるコールセンターも少なくありません。その分、英語が堪能で、コンピュータが扱えるなど、高いスキルを求められるのですが、外資系企業のコールセンターで働くことは大学を卒業した若者の間では一種のステータスともなっているようです。この他にも、英語力を生かした職業として、海運船舶の船員やキャビンアテンダント、医療福祉関係の看護師やベビーシッターとして海外に出て働く若者もたくさんいます。



Indonesia【インドネシア】

秋谷 恭子(JITCO 母国語相談スタッフ)

「家族の期待に応えたい」… 私が出会ったインドネシアの若者たちの胸の内。

私はこれまで、インドネシア語の通訳や教師、JITCOの母国語相談スタッフとして、たくさんのインドネシア人技能実習生と出会ってきました。誰でも仕事を決める動機や理由は違うものですが、私が出会ったインドネシアの若者たちは、どちらかというと、夢を追うより現実派のようでした。と言うのも、インドネシアはまだ経済格差が激しく、生産人口も多いため、若者が仕事を獲得するのはなかなか難しいのです。ですから、技能実習生として日本にやってくる若者たちは働くことに真剣です。

技能実習生を目指すインドネシアの若者の家庭は、経済的にすごく貧しいわけではないけれど、決して裕福ではありません。家庭環境も様々で、私は、両親が不在で、おばあさんに引き取られて生活をしていた青年と出会ったことがあります。またある男の子は、少年時代から親を手伝い、新聞配達や洗車の手伝いなどをしてお金を稼いでいました。親がタバコを吸う姿に憧れていたところ「タバコを吸いたければ、自分の稼ぎを持ちなさい」とからかわれ、なんと、中学生の頃に得た収入でタバコの味を覚えてしまったのだとか…（日本人の私は子どもがタバコを吸うことに抵抗を感じないことに問題を感じますが…）。親の経済力に子どもの将来が左右されがちなのは、どの国でも同じですが、インドネシアではいまだに、小学校を卒業させてもらうことなくお手伝いとして働きに出される子もいると聞きます。

幼少期から労働力として期待される厳しい社会で育ったインドネシアの若者たちは、自分の将来に対して、現実的で冷静な判断を下そうとするようです。日本に技能実習生としてやってくる若者は、日本で技術、知識を身につけること、日本で働いた経歴に裏付けられる将来に重きを置いています。技能実習で得た賃金をコツコツ貯めて、技能実習の後は母国で起業したいというシナリオを胸に抱いている人も多いようです。

インドネシアからの技能実習生の受入れは年々、増えていきます。と言うのも技能実習を経て故郷で事業者として成功すれば、そのことがインドネシアの地方でも広く知れ渡り、次の若者が



また技能実習生を目指すため。現地の送出機関では、技能実習の候補生の募集や選考が次々に行われています。その中には残念ながら健康診断をクリアできず、技能実習を諦める若者もいます。そのため、日本に来て技能実習生活を始めた若者は、「自分は運がいいのです」と謙虚に意欲を見せてくれるのです。

また、彼らがよく口にするのは、両親や、自分を送り出して応援してくれる人々への感謝と、恩返しをしたいという言葉です。技能実習に参加するに当たり、経済的負担を多少伴うため、初期費用はどうしても親族などを頼ることになります。日本で技能実習が始まって、給料が支払われ始めると、少ない収入から仕送りして、両親と共に1年程かけて、返済しているようです。「ようやく、返済が済んだので、これからは、貯金します!」と近況を報告してくれる技能実習生もいます。実家を新築したい、イスラム教徒の両親をメッカ巡礼に行かせたい…など、家族へ報いることを目標にする人も多くいます。

インドネシアの若者たちは家族の期待に応えよう、そんな気持ちで職能を磨き、技能実習生活を送っているのです。



Thailand [タイ]

小森 里江子

(慶應義塾大学商学部4年/JITCO 国際部母国語スタッフ)

日本と比べて考察する、 タイの学生の就職と新社会人の生活事情。

若者に限らずとも、日本人とタイ人の仕事観には大きな違いがあり、そのことについて聞かれることがよくあります。私自身が大学生ということもあり、昨年6月に就職活動を終えたばかりであるので、そこで感じたことも交えつつ、違いを4つ紹介しようと思います。

まず、タイで現在人気の企業についてです。Work Venture 社が2017年に行った、大学在学中または大学を卒業したばかりの19～23歳の若者計2,388人を対象にした調査によると、1位はSCG(サイアムセメント・化学)、2位はPTT(エネルギー)、3位はGoogle(IT)、4位はTOYOTA(自動車)、5位はタイ国際航空(航空)、6位以下はフェイスブックやユニリーバ、Agoda(旅行)など、外資系企業が多く並ぶ結果になりました。日本はどうでしょうか。キャリアス就活2019

のランキングによると、1位は日本航空、2位は伊藤忠商事、3位は全日本空輸、4位は三菱東京UFJ銀行、5位はトヨタ自動車、6位以下は消費財メーカー、大手損害保険、商社などがランクインしましたが、いずれも日系企業が並んでいます。この結果をみると、日本は国内企業に人気が集中しているのに対し、タイは外資系企業の人気が高いことが言えると思います。

次に就職活動全般についてです。まず前提条件として、タイは日本のように新卒一括採用で終身雇用といった形態ではなく、転職が頻繁です。タイの企業は新人教育に力を入れておらず、即戦力を求めているため、新卒採用をあまり重要視していません。雇用される側も、様々な企業を経験することにより、多くのスキルを身につけてキャリアアップしていくという考え方で、成長したら違う会社にどんどん行ってしまいうため、日本と比べ転職率はとても高くなっています。そのためタイの学生は、自身のファーストキャリアに対して日本の学生ほどこだわりはないというのが私の印象です。私の大学の話すれば、転職を前提に会社選びをしている学生はそこまで多くないので、これは大きな違いであると言えるでしょう。

続いて、ワークライフバランスについてです。日本でワークライフバランスが巷に取り上げられることに対して、タイ人の友人にはとても驚かれました。そもそもタイ人にとっては、「生活のための仕事」であり、サービス残業や過労死の問題などあり得ないのです。職場環境が気に入らなければ辞める、というのがタイ人の考え方です。タイで働く日本人駐在員からしばしば「タイ人はすぐに辞める」という声が聞こえるのはこのためです。最近タイで日系企業の人気下がってきていますが、日系企業は労働環境が厳しいと囁かれるようになったからだと言われています。

最後に、気になる給与事情についてです。タイ統計局が2017年1～6月にタイ国内の約2万6千世帯で実施した調査によると、世帯当たりの平均収入は月に約2万7千バーツ(2018年10月時点のレートで約9万2400円)でした。日本に比べるとかなり少ないと言えるでしょう。とはいえ物価の点ではタイは日本より低いのですから妥当と言えるのかもしれませんが、タイに縁があり、両国の事情に触れる機会が多くある筆者は、収入と物価の面だけで理想を言えば、日本の企業で働いて給与を得ながらタイで生活すること…ですが、なかなか実現できることではありませんね。



技能実習移行対象職種の職種作業の追加について

2018年11月12日・13日・16日に技能実習法の一部改正され、下記の通り、技能実習2号移行対象職種の職種作業が追加されましたので、お知らせします。

職 種	作 業	試験実施者
農産物漬物製造業	農産物漬物製造	全日本漬物協同組合連合会
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ	一般社団法人日本リネンサプライ協会
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	公益社団法人日本メディカル給食協会

【お問合せ先】 申請支援部 支援第一課 Tel：03-4306-1130 / 支援第二課 Tel：03-4306-1140

※試験内容の詳細等については、直接試験実施機関(試験実施者)にお問い合わせ下さい。

JITCO の養成講習および各種セミナーのご案内

技能実習制度をご利用の皆さまを対象とする養成講習および各種セミナーを開催しております。詳細とお申込みは、JITCO セミナーページをご活用ください。皆さまのご参加をお待ちしております。

詳細とお申込みは、こちらから
<https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/>

JITCO の養成講習(2019年2月～3月実施) ※2018年11月時点。

			場 所						場 所	
監理責任者等講習	2月	5日(火)	栃木	TKPガーデンシティ宇都宮	技能実習指導員講習	2月	6日(水)	三重	四日市都ホテル	
		5日(火)	長崎	ホテルニュータダ			6日(水)	高知	高知サンライズホテル	
		13日(水)	愛知	JITCO名古屋駐在事務所会議室			13日(水)	神奈川	TKPガーデンシティ横浜	
		19日(火)	三重	四日市都ホテル			20日(水)	広島	TKPガーデンシティ広島駅前大橋	
		26日(火)	千葉	TKPガーデンシティ千葉			20日(水)	鹿児島	TKPガーデンシティ鹿児島中央	
	3月	6日(水)	神奈川	TKPガーデンシティ横浜		27日(水)	大分	大分センチュリーホテル		
		12日(火)	福岡	TKPガーデンシティPREMIUM博多駅前		3月	6日(水)	沖縄	パシフィックホテル沖縄	
15日(金)		佐賀	ホテルマリタール創世佐賀	13日(水)	群馬		前橋さくらホテル			
19日(火)	山梨	ジット甲府プラザ	生活指導員講習	2月	1日(金)		長崎	ザ・ホテル・長崎 BMプレミアコレクション		
技能実習責任者講習	2月	7日(木)			三重	四日市都ホテル	8日(金)	三重	四日市都ホテル	
		7日(木)			高知	高知サンライズホテル	8日(金)	高知	高知サンライズホテル	
		14日(木)			神奈川	TKPガーデンシティ横浜	15日(金)	神奈川	TKPガーデンシティ横浜	
		21日(木)			広島	TKPガーデンシティ広島駅前大橋	22日(金)	広島	TKPガーデンシティ広島駅前大橋	
		21日(木)		鹿児島	TKPガーデンシティ鹿児島中央	22日(金)	鹿児島	TKPガーデンシティ鹿児島中央		
		28日(木)		大分	大分センチュリーホテル	3月	1日(金)	大分	大分センチュリーホテル	
	3月	7日(木)		沖縄	パシフィックホテル沖縄		8日(金)	沖縄	パシフィックホテル沖縄	
14日(木)		群馬		前橋さくらホテル	15日(金)		群馬	前橋さくらホテル		

※JITCOセミナーページからお申込みいただけます。お申込開始日については、JITCOセミナーページに掲載の日程書でご確認ください。 ※お申込を開始している講習については、既に満席となっている場合がございますがご容赦ください。 ★受講料は、JITCO賛助会員4,000円、一般11,000円(各税込)です。

【お問合せ先】 講習業務部養成講習課 Tel：03-4306-1156

JITCO の各種セミナー(2019年1月～3月実施)

※2018年11月時点。 ※開催情報は追加・変更することがございます。 ※お申込を開始している講習については、既に満席となっている場合がございますがご容赦ください。

	内 容	場 所	担当部	お問合せ先
1月	16日(水) 技能実習制度説明会	東京(JITCO本部)	実習支援部相談課	03-4306-1160
	17日(木) 日本語指導担当者実践セミナー	大阪	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
	18日(金) 日本語指導担当者実践セミナー	福岡	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
	30日(水) 技能実習生受け入れ実務セミナー(団体監理型)	東京(JITCO本部)	講習業務部業務課	03-4306-1138
2月	1日(金) 日本語指導担当者トピック別実践セミナー(トピックA・B)	名古屋	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
	6日(水) 技能実習制度説明会	東京(JITCO本部)	実習支援部相談課	03-4306-1160
	22日(金) 日本語指導担当者実践セミナー	東京(JITCO本部)	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
3月	6日(水) 技能実習制度説明会	東京(JITCO本部)	実習支援部相談課	03-4306-1160
	15日(金) 日本語指導担当者トピック別実践セミナー(トピックA・B)	東京(JITCO本部)	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168

かけはし(JITCO JOURNAL) 第27巻136号

発行日 2019年(平成31年)1月1日

発行 公益財団法人 国際研修協力機構 〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング(受付11階)

企画編集 総務部 広報室 Tel:03-4306-1166 Fax:03-4306-1112

E-mail:kouhou@jitco.or.jp JITCOホームページ <https://www.jitco.or.jp/>

外国人技能実習生を受け入れる体制作りに 割安な保険料・充実した補償の保険

外国人技能実習生総合保険(海外旅行傷害保険)のご案内

1 講習期間を含む実習実施期間中の全期間をカバーする保険

在留資格の変更に伴う保険加入漏れを防ぐことができます。

2 本国出国から一定期間は治療費用を100%補償

国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用になるまでの間も補償されます。

3 日常生活での第三者への損害賠償責任を補償

自転車運転中の交通事故に伴い、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。

4 割引が適用された割安な保険料

公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)が窓口となるので割安な保険料になります。



タイプ	保 険 金 額				保 険 料				
	傷 害		疾 病		賠償責任	救援者 費用	治療費用 100% 補償期間	滞在期間 …12か月 保険期間 …13か月	滞在期間 …36か月 保険期間 …37か月
	死亡・ 後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用					
1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円	15日	13,330円	30,020円
							1か月	13,810円	30,500円
							2か月	14,070円	30,950円
2	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	1億円	300万円	15日	17,340円	39,210円
							1か月	17,910円	39,810円
							2か月	18,130円	40,250円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	15日	11,140円	25,030円
							1か月	11,430円	25,340円
							2か月	11,610円	25,680円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	10,720円	23,900円
							1か月	11,130円	24,320円
							2か月	11,380円	24,720円
B	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	13,080円	29,450円
							1か月	13,550円	29,920円
							2か月	13,830円	30,380円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	17,070円	38,610円
							1か月	17,650円	39,210円
							2か月	17,860円	39,640円
D	700万円	300万円	700万円	300万円	3,000万円	200万円	15日	19,650円	42,840円
							1か月	20,390円	43,520円
							2か月	21,180円	44,580円
E	1,000万円	300万円	1,000万円	300万円	3,000万円	200万円	15日	22,000円	48,420円
							1か月	22,750円	49,300円
							2か月	23,490円	50,190円
F	1,500万円	300万円	1,500万円	300万円	3,000万円	200万円	15日	26,210円	57,690円
							1か月	27,000円	58,540円
							2か月	27,820円	59,560円

(注1) 保険料は、ご加入の被保険者数により変更される場合があります。

(注2) 他の保険期間でのご加入希望の場合は、株式会社国際研修サービスにお問い合わせください。

※保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等については「パンフレット」等をご確認ください。

※この広告は外国人技能実習生総合保険の概要を記載したものです。ご加入にあたっては「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「パンフレット」等をご確認ください。

※これらの保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。(引受割合については(公財)国際研修協力機構までお問い合わせください。)

三井住友海上(幹事会社)、損保ジャパン日本興亜、東京海上日動、あいおいニッセイ同和

この機会にご検討ください。
保険に関するお問い合わせは

WEB募集は
こちらから **k-kenshu.net**

取扱代理店(お問い合わせ先)

株式会社国際研修サービス

TEL 03-3453-3700

<http://www.k-kenshu.co.jp/>

随時受付中

FAX 03-3453-3703

技能実習Days

デイズ



JITCOホームページ内「技能実習Days」では、監理団体・実習実施者の皆さまからご提供いただいた技能実習生たちの日常を、写真とコメントで紹介しています。これまでホームページに掲載させていただいたものの中からピックアップした写真をお届けします。

※以下敬称略

株式会社 ガードナー

弊社では服製造でベトナム人技能実習生を受け入れています。日頃から日本の文化や四季を体験できるように、一年を通じてイベントを開催しています。昨秋は、紅葉と世界遺産を目的に日光を訪れました。車酔いのある技能実習生がいるため、全体のうち5名の参加でしたが、楽しい時間を過ごしました。参加できなかった技能実習生には、写真や動画等で1日の思い出を共有しました。



有限会社二建／ 協同組合広域情報センター

2015年より技能実習制度を取り入れ、カンボジアから受け入れています。言葉や生活習慣の違いがある中、日々、実践的な技術・技能を学びながら私たちと共に歩んでいます。

昨年6月に第1期生の2名が3年間の技能実習を終えたため、従業員一同でカンボジアまで見送りに行ってきました。何事にもひたむきな彼らが、日本人従業員が忘れていた初心を思い出させてくれました。3年間ありがとうございました。

アスカカンパニー株式会社

中国の大連から技能実習生を4名受け入れており、日頃は射出成形作業のオペレーターとして技能実習に励んでいます。

写真は弊社の50周年式典の様子です。全工場の社員が集まり、食事やゲームを楽しみました。技能実習生も先輩、同僚とコミュニケーションを取りながら、よい時間を過ごせたようでとても嬉しく思います。これからも3年間の技能実習生活を十分に楽しむことができることを願っています。



写真を掲載しませんか？ 応募要項は JITCO ホームページをご覧ください。🌐 <https://www.jitco.or.jp/ja/days/>